

2026 年 7 月 8 日

ふるさと納税協力事業者 各位

真鶴町産業観光課長 朝倉 嘉勇

ふるさと納税返礼品に係る書類提出について（依頼）

平素は、真鶴町ふるさと応援寄附金事業の推進に格別のご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、総務省においてふるさと納税制度における地場産品基準の見直しが行われ、令和 8 年 10 月 1 日以降、地場産品基準第 3 号に該当する返礼品について運用が厳格化されることとなりました。このため貴方の返礼品の掲載を継続するため、必要事項の確認を行います。

つきましては、ご多用のところ恐れ入りますが、別添様式のご提出につきまして、ご協力お願いいたします。

【地場産品基準第 3 号について】

町区域内において、返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであること。

【制度改正の概要】

① 付加価値基準

これまで、町区域内で行われる工程によって付加価値が返礼品全体の価値の過半（50%超）を占めることとされていましたが、今後その内容についてより詳細な情報が必要です。

② 協力事業者による証明

総務省が定める算定方法に基づき、返礼品等の製造又は加工を行う事業者自らが、区域内で生じる付加価値が返礼品額の過半を占めることを証明することが必要です。

③ 内容の公表

当該返礼品における寄附の募集を開始するまでに、これらの内容を公表することとなります。

記

1. 提出書類：様式 1、様式 2
2. 提出期限：2026 年 7 月 13 日（月）17 時 15 分まで
3. 提出方法：真鶴町役場産業観光課まで送付、持参又は電子メールにより提出してください。
4. そ の 他：ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

※電子データによる様式提供は町ホームページをご覧ください、担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先 真鶴町役場 産業観光課 担当 佐藤・大屋 Tel：0465-68-1131 内線（2367） E-mail：san_sangyoshinko@town.manazuru.kanagawa.jp
--